

栃木県公報

平成29年12月1日(金)第2941号

	目	次
	告	示
○保安林の解除		
○保安林皆伐面積の許容限度の公表	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	公	告
○県政功労者の表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○患畜の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○土地改良区役員の退就任	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○都市計画の変更の案の縦覧等	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○開発行為の工事完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	調達等	
○入札公告(特定調達公告)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
_		
	告	示

栃木県告示第542号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成29年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日光市湯西川字橋立2110-5 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第543号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定に基づき、平成29年度における保安林及び 保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成29年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

							立木	伐採	面積の	許容限	度(単位	Zha)
森林計画区名	単 位 区域名	市	郡	町	村	名	水源涵養保安林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	計
		津上、	佐良	土、蛏	畑、	度、湯 蛭田、 。)、那						

那珂川	大田原地区	須塩原市(塩原、中塩原、上 塩原、湯本塩原、関谷、金 沢、宇都野、下大貫、上大 貫、高阿津、下田野、遅野 沢、蟇沼、折戸、上横林、横 林及び接骨木を除く。) 及び 那須郡那須町	397.22	52.70	0.10			450.02
同	那珂川 中流地 区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。)、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	268.27	100.07		6.74	2.00	377.08
那珂川鬼怒川	矢板地 区	矢板市、那須塩原市(塩原、 中塩原、上塩原、湯本塩原、 関谷、金沢、宇都野、下大 貫、上大貫、高阿津、下田 野、遅野沢、蟇沼、折戸、上 横林、横林及び接骨木に限 る。)、さくら市及び塩谷郡	460.14	111.29	1.14	0.96		573.53
鬼怒川	鬼怒川中流地区	宇都宮市、真岡市、下野市 (薬師寺、成田、谷地町田、 で変、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇園 三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑三丁目、緑二丁目、緑二丁目、石丁目、石丁目、石丁目、石丁目、石丁目、石丁目、石丁目、岩上坪山、下吉田、川島、中川島、中川島、上川島、中川島、中川島、上川島、中川島、上川島、中川島、上川島、中川島、上川島、中川島、田、三王山、三本木、河町とび近島に関る。)、河町とび芳賀郡(茂木町を除く。)	43.75	29.33		13.06		86.14
同	今市地区	日光市(上鉢石 で 中鉢石 で 中鉢石 で 上鉢石 で 中鉢石 で 中鉢石 で 日、 下鉢田 で 日、 稲 荷町 で 日、 稲 荷町 で 日、 稲 荷町 で 日、 稲 荷町 で 日 で で ま で で で で で で で で で で で で で で で						

		東小来川、中小来川、西小来 川、滝ケ原、足尾町本山、足 尾町愛宕下、足尾町赤倉、足 尾町南橋、足尾町深沢、足尾 町上間藤、足尾町掛水、足 尾町下間藤、足尾町掛水、足 尾町向原、足尾町赤沢、足尾 町松原、足尾町通洞、足尾町 砂畑、足尾町中才、足尾町 で及び足尾町を除く。)	1,071.30	149.32		1,220.62
鬼怒川	日光地区	日光市(上鉢四、 中本 一	248.24	151.98		400.22
冏	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町 愛宕下、足尾町赤倉、足尾町 南橋、足尾町深沢、足尾町上 間藤、足尾町上の平、足尾町 下間藤、足尾町掛水、足尾町 向原、足尾町赤沢、足尾町松 原、足尾町通洞、足尾町砂 畑、足尾町中才、足尾町遠下 及び足尾町に限る。)	86.83	41.53		128.36
渡良瀬川	黒川~ 小倉川 地区	栃木市(西方町金井、西方町 金崎、西方町本郷、西方町本 城、西方町真名子及び西方町 元に限る。)及び鹿沼市	716.35	173.39		889.74
间	佐野地区	足利市、栃木市(西方町金井、西方町金崎、西方町本 郷、西方町本城、西方町真名 子及び西方町元を除く。)、佐 野市、小山市、下野市(薬師 寺、成田、谷地賀、下文狹、 田中、仁良川、町田、祇園一 丁目、祇園二丁目、祇園三丁 目、祇園四丁目、祇園五丁				

目、緑一丁目、緑二丁目、緑 三丁目、緑四丁目、緑五丁 目、緑六丁目、本吉田、下吉 田、別当河原、絹坂、花田、 上坪山、下坪山、東根、磯 部、上川島、中川島、上吉 田、三王山、三本木、田川及 び延島を除く。)及び下都賀 郡	376.25	128.40		0.38		505.03
計	3,668.35	938.01	1.24	21.14	2.00	4,630.74

(森林整備課)

公 告

○県政功労者の表彰

平成29年11月29日県政功労者として次の者を表彰したので、栃木県政功労者表彰規程(昭和14年栃木県告示 第22号)第2条の規定により公表する。

平成29年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

被表彰者氏名				居住市町村			被表彰者氏名				居住市町村				
若	林	和	雄	下	野	市	阳	部	寿		那	須ょ	 原	市	
保	母	欽 -	一郎	栃	木	市	金	子		裕	佐	9	野	市	
山	形	修	治	茂	木	町	斉	藤	孝	明	宇	都	宮	市	
佐	藤		良	壬	生	町									

(人事課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発生年月日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	市貝町	平成29年11月22日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地改良区名	役職名	退任役員 名	就任役員 氏 名	住所	退任年月日	就 任 年 月 日
荒川南部	理事	久郷 益夫		那須烏山市高瀬505-1	29.10.31	

土地改良区	理	事	小濱	克己			那須烏山	 1市大里294	29.10.31	
	"	,	川俣	正信			"	√ 521	"	
	"		名畑目	目武彦			11	″ 742	"	
	"	,	齋藤	文男			11	小塙402-2	"	
	11		阿久津	忠一			"	″ 418	"	
	"		関	誠			"	″ 28-2	"	
	"		岡本	定			"	森田1105-1	"	
	"		鈴木	秀之	鈴木	秀之	"	高瀬285-1	"	29.11.1
	"		藤田	善實	藤田	善實	"	450	"	"
	"		青木	昇	青木	昇	"	√ 40− 1	"	"
	"	•	久郷	浩	久郷	浩	"	大里274-5	"	"
	"		斉藤	浩二	斉藤	浩二	"	小塙286	"	"
	"		増子	謙一	増子	謙一	"	森田1390-4	"	"
	"	•	中田	義昭	中田	義昭	"	″ 1065	"	"
	"		伊沢	和一	伊沢	和一	"	″ 1273-2	"	"
	"				檜山	徳夫	"	大里187-1		"
	"	•			古家	信夫	"	v 296		"
	"				久郷	道泰	"	小塙347		"
	"	•			齋藤	正好	"	√ 313		"
	監事		磯田	愼也			"	大里420	29.10.31	
	"		久郷	道泰			"	小塙347	"	
	"				久郷	益夫	"	高瀬505-1		29.11.1
	"				田山	清	"	森田1101		"

(農地整備課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 足利佐野都市計画道路3・4・1号前橋水戸線及び3・5・111号山川福猿橋線
- 2 都市計画を定める土地の区域 足利市毛野新町一丁目、八椚町、鵤木町及び山川町の各一部
- 3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県安足土木事務所企画調査部企画調査課及び足利市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成29年12月1日から同月15日まで

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

開発区域	開	発	許	可	を	受	け	た	者		
(工区に含まれる地域の名称)	住				所			氏		名	
下野市川中子字東原3329番422、3329番613	下野市川中	÷3329	9番地	1613			山	H		武	志
さくら市喜連川字西河原2994番、2918番 2、2976番 1、2976番 3、2976番 5、2976番 6、2976番 7、2980番、2981番、2981番 2、2981番 3、2982番、2983番、2985番、2987番 1、2987番 3、2987番 4、2988番 1	さくら市喜り	車川2 9	994番	地			ぜ会	ビオフ 社	プラン	スト村	未式

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年12月1日

栃木県立学悠館高等学校長 大 森 亮 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 栃木県立学悠館高等学校学籍管理等システム並びにシステム用機器及びその附属機器 1 式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成30年2月1日から平成36年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県立学悠館高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、情報関連サービス又はリース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 平成30年1月12日から同月16日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 借入物品に係る迅速な保守体制が整備されている者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所 〒328-8558 栃木県栃木市沼和田町2番2号 栃木県立学悠館高等学校事務室 電話 0282-20-7073
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成29年12月1日から同月25日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時

まで(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の受領期限及び提出場所

平成30年1月12日午後3時 (1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送による入札書の受領期限は平成30年1月12日午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所

平成30年1月16日午前11時 栃木県立学悠館高等学校2階会議室

- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法

平成29年12月1日から同月25日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成29年12月28日までに文書にて通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県立学悠館高等学校で交付する栃木県立学悠館高等学校学籍管理等システム並びにシステム用機器及びその附属機器仕様書に基づき作成した物品納入仕様書等を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)の場所に提出しなければならない。
- (4) 審査
 - ア 技術審査 栃木県立学悠館高等学校長が、入札者の作成した物品納入仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した物品納入仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - イ 技術審査基準 物品納入仕様書が、栃木県立学悠館高等学校で交付する栃木県立学悠館高等学校学籍 管理等システム並びにシステム用機器及びその附属機器仕様書に示す基準を満たしており、使用目的等 に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった 者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県 財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Computer systems for register adoministration at Gakuyukan High School of Tochigi Prefectural 1 set

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

3:00 p.m., January 12, 2018

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

10:00 a.m., January 12, 2018

(3) Information is available at:

Financial Affairs and Facilities Division Tochigi Prefectural Gakuyukan high school

2-2 Numawada, Tochigi, Tochigi 328-8558

TEL. 0282-20-7073

(教育委員会事務局施設課)